

# 宮古地区の障がい者等歯科診療紹介システムのイメージ

## 相談窓口・機関

**宮古福祉保健所**  
(障がい者等歯科治療推進協議会)

健康推進班：73-5074  
福祉班：72-3771

**宮古島市**

障がい福祉課：73-1975  
平良保健センター：73-4572  
下地保健センター：76-2785

**多良間村**

住民福祉課：79-2623

**相談支援事業所**

くこりもや：72-5655  
さぽ〜と：74-3719  
ていだ：78-4608  
みやこ：73-7770  
ひらら：72-6668

相談しやすいところにご相談下さい

**宮古地区障がい者等歯科治療推進協議会**

## 普及啓発の資料

共通資料	リーフレット
追加資料	普及啓発サポーターに合わせた啓発の資料

## 保護者及びサポーター

学校等	保育所、小中学校、高校、児童館、親の会
福祉施設等	介護事業所、保健センター、相談支援事業所
当事者等	当事者の会
その他	民生委員、障がい者相談員

障害者歯科地域協力医育成

**口腔衛生センター**  
(県歯科医師会)

二次医療機関 098-879-8350

**琉球大学医学部附属病院**  
歯科口腔外科

三次医療機関 098-895-1192



**宮古地区**  
**歯科医師会**  
73-1788  
(松原歯科医院)

普及啓発活動

相談してみよう♪

**障がい者本人**  
(保護者)

アフターケア

受診

一次医療機関

**地域の歯医者さん**  
(かかりつけ歯科医)  
**障害者歯科地域協力医**

連携

治療終了  
リターン

紹介状

**宮古病院口腔外科**

二次医療機関 73-3151

連携

連携

医師派遣

一次医療機関

とは、虫歯や歯周疾患等の治療に対応する医療機関です。(お近くの歯科診療所)

二次医療機関

とは、診療所では扱えない病気、入院、手術が必要な患者さんに対応する医療機関です。

三次医療機関

とは、二次医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な患者さんに対応する医療機関です。